

低公害・低燃費車の使用・利用について (環境確保条例第34条)

ディーゼル重量車の燃費要件の一部見直しについて

ディーゼル重量車の新しい燃費試験方法が国において導入され、「令和7年度燃費基準」をもつ車両の市販が開始されました。これに伴い、使用または利用を求める車両要件を追加します。

«対象車»

国の新たな燃費試験方法に基づき型式認証を取得した軽油を燃料とする重量車（車両総重量3.5t超）

⇒車両型式2桁目が「V」又は「W」の車両

(例:2VG - * * *, 2WG - * * *)

«該当要件»

平成28年排出ガス規制適合、かつ以下の燃費要件を満たす車両

○車両総重量3.5t超

「令和7年度燃費基準85%以上達成車」

«制度改正のイメージ»

【34条】	«現行要件»	«新要件（追加）»
車両総重量	H27燃費基準	R7燃費基準
重量車（3.5t超）	100%以上	又は 85%以上

【環境局HP】

○低公害・低燃費車の使用・利用について

<https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/vehicle/sgw/pollution/use>

【お問い合わせ先】

○東京都環境局 環境改善部 自動車環境課 自動車対策担当

電話番号: 03-5388-3462

メールアドレス:S0000628@section.metro.tokyo.jp